

# 企業向けマイナンバー制度対応セミナー

## -実務面での対応を効果的に進めるために-

主催： 有限責任監査法人トーマツ 岡山事務所

平成 25 年 5 月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「マイナンバー法」という。)では、個人番号が民(個人)－民(民間事業者)－官(行政機関等)で流通することを前提として、「所得のより正確な捕捉」が制度導入の目的の一つとしてあげられています。

そのため、行政機関等のみならず、民間事業者は、税務当局への法定調書の提出の際に、従業員の個人番号を追記するなど、業務フローの変更を含め数々の対応を行う必要があります。また、個人番号は、目的の範囲内でのみ利用可能な番号であることから、企業には様々な規制が課され、違反者には罰則が科されることとなります。

本セミナーでは、平成 28 年 1 月(個人番号の利用開始)のタイムリミットを見据え、マイナンバー制度の概要、企業に必要不可欠な対応について、最近の制度情報や実務対応事例等を交えながら解説いたします。

ご多用とは存じますが、万障お繰り合わせの上、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

《日 時》 2015 年 6 月 29 日(月) 14:30~16:45 ( 受付開始 14:00 )

《受 講 料》 無料

《会 場》 岡山コンベンションセンター( ママカリフォーラム ) 407 会議室  
〒700-0024 岡山市北区駅元町 14 番 1 号

《定 員》 50 名

《講 師》 デロイト トーマツ グループのコンサルタント

《テ ー マ》 ※時間割は都合により変更になる場合がございます。予めご了承下さい。

時間	テーマ	概要
14:30~14:35	ご挨拶	
14:35~15:35	マイナンバー制度の概要、企業に求められる対応	企業は法定調書提出時に従業員の個人番号を記載する以外に、執筆・講演依頼等、専門家への業務委託に伴い個人番号を入手することも必要です。また番号の取得・保管・利用以外に、廃棄についても適切な管理が求められています。本セッションでは、今一度、マイナンバー制度の概要を振り返り、企業に求められる対応等、制度開始までに実施すべき内容を最新の制度動向を織り交ぜながら解説します。
15:35~15:45	休憩	
15:45~16:45	企業における制度対応実務の進め方	個人番号の利用開始まで残り 8 か月を切り、企業においては制度対応について検討を進めています。今年に入り、政府の広報が活発に行われていますが、実務レベルでは「どんな準備をすれば良いのか?」「どこまでやれば良いのか?」など、検討に苦慮されている企業も多いのが実情です。本セッションでは、民間企業が平成 27 年 12 月までに制度対応を完了させるため、どのような取組みが必要なのか、何に気をつければ良いのかといった検討ポイントについて、他社事例を交えながら解説します。

## 《申込方法》

### 【ホームページからの申し込み】

デロイト トーマツ グループ Web サイトのセミナー情報ページからお申し込みいただけます。

<http://www.deloitte.com/jp/semi2408>

※お申込は株式会社シャノンのサービスを利用しています。ご記入いただく内容は SSL 暗号化通信により内容の保護を図っております

※Web よりお申込みができない方は、下記《問い合わせ先》までご連絡ください。

## 《申込期間》

2015 年 5 月 13 日(水)～6 月 19 日(金)

## 《会場詳細・地図》

岡山コンベンションセンター(ママカリフォーラム) 407 会議室

〒700-0024 岡山市北区駅元町 14 番 1 号

TEL :086-214-1000 / FAX :086-214-3600

URL : <http://www.mamakari.net/>



## 《問い合わせ先》

有限責任監査法人トーマツ 岡山事務所 セミナー事務局 吉國

〒700-0822 岡山市北区表町 1-5-1 岡山シンフォニービル 10F

Tel: 086-234-0361 / Fax: 086-234-8332

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。